

スポーツ医事・科学研究委員会規程

(設置)

第1条 公益財団法人千葉県体育協会（以下「本協会」という。）は定款第41条の規定に基づき、スポーツ医事・科学研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 競技力向上に関する医学的・科学的研究に関すること。
- (2) 県民スポーツ振興に関する医学的・科学的研究に関すること。
- (3) スポーツマンの健康管理、診療等体力向上を目的とした測定、処方方針に関すること。
- (4) スポーツ指導者、コーチ、トレーナー、選手と委員等関係者の協力態勢の強化に関すること。
- (5) その他、スポーツ医事・科学研究の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、理事会で推薦された次の委員をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 理事より若干名
- (2) 加盟団体より若干名
- (3) スポーツ医学・科学に関する学識経験者より若干名

(役員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- 委員長 1名
副委員長 若干名

第5条 委員長は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、理事長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第7条 役員および委員の任期は定款第27条に規定する役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第8条 委員会は第3条の委員をもって構成し、委員長が招集して議長となる。

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第10条 緊急を要するため委員会に付議することが困難なときは委員長がこれを決定することができる。

2 前項の場合においては、直次の委員会に報告して承認を受けなければならない。

第11条 代表理事、専務理事、各委員長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(部会等)

第12条 委員会は、必要に応じて部会等を設けることができる。

(規程の変更)

第13条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、理事会の承認をうけて変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
（平成24年3月21日理事会議決）